

「水道事業加入分担金の統一」についての事務局（案）

1. 水道事業加入分担金の市内の地域間における格差については、原則として口径別に金額を統一することで格差を解消する。

2. 水道事業加入分担金の統一案（税抜き）は以下のとおりとする。

量水器の口径	分担金
13mm	40,000 円
20mm	110,000 円
25mm	220,000 円
30mm	360,000 円
40mm	600,000 円
50mm	900,000 円
75mm	2,400,000 円
100mm	4,200,000 円
拡張区域	371,482 円

3. 近年整備した上矢作町石洞地区と木の実地区は、拡張区域分担金を加算する。
計算例（石洞・木の実地区の場合）

量水器の口径	計算例
13mm	$(40,000 \text{ 円} + 371,482 \text{ 円}) \times 1.08 =$ <u>444,400 円</u>
20mm	$(110,000 \text{ 円} + 371,482 \text{ 円}) \times 1.08 =$ <u>520,000 円</u>
25mm	$(220,000 \text{ 円} + 371,482 \text{ 円}) \times 1.08 =$ <u>638,800 円</u>
30mm	$(360,000 \text{ 円} + 371,482 \text{ 円}) \times 1.08 =$ 790,000 円

4. 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。